

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

B+

1. Xは、新株発行にあたっては有効な株主総会決議が必要であるのにこれが欠けていることを差止め事由として主張することが考えられる。

2. (1) 新株発行の差止めが認められるための要件は、会社法(以下、法記省略)210条に定められる。Xは同条2号を主張していないため、1号について検討する。

(2) Yによる本件新株発行は、法令又は定款に違反するか。まず、本件新株発行は、(社)に於いて第三者割当の方法により行うものであるから、202条及び199条1項の規定が適用される(202条5項)。そして、Yは非公開会社であり、202条3項1号、2号に規定するような定款の定めもないから、従って、株主総会の決議により募集事項等の決定がなされる。

3. (1) Xは、募集事項を決定した本件総会における本件決議の取消しを主張している。これが認められれば、202条3項4号に違反し、本件新株発行が法令違反である有効な総会決議と欠けとなり、ことによる(210条1号)。株主総会決議取消しの訴えの要件について検討する(831条)。

(2) Xは、本件総会決議において、Bが保有していた株式にかかる議決権1000個が欠座として扱われたことが、決議方法の法令違反(831条1項1号)にあたることを主張することが考えられる。Xとしては、Bが保有していた株式1000株は、自身が譲渡を受けており、株式譲渡にかかる本件申請書による名義書換の申請の有効性があると考えているため、本件総会においてXとして5000個の議決権が行使できなくなったことは、法令違反だと考えられるためである。(105条1項3号)以下、株主名簿の書換申請の有効性について検討する。

4. (1) 株主は株式譲渡を行うことができるが(127条)、これを株式会社その他の第三者に對抗するためには、名義書換が必要である。なお、Yは株券発行会社でない(130条1項)ので、Y社は非公開会社、すなわち発行する全て株式に譲渡制限が付けられているため、譲渡を受けるには取締役会承認を受けなければならない(136条)。Y株式会社定款(以下、定款と称す)7条項にも同様の定めがある。しかし、本問でBが譲渡したのは、既にY社株主であるXに対してであるため、定款7条2項が適用され、

決議が判決によって取り消されなければ、新株発行の差止めも認められない、というふうに読めるため、誤解が無いよう注意してください。

1 ページ

裏面へ

	議決承認されたものとみなされる。では、名義書換は有効になされた。
	(2) 名義書換請求の方法について、定款8条が定めを置いている。本問では、Y社の株主名簿に記載これによと、株式取得者とは異なり、本件申請書に記名押印し、共同して請求がなされているため、同条本文から有効に承認請求がなされたように思われる。しかし、同条に基づく申請書を提出する場合には、届出がなされている印鑑を押印すべきことが定められている（定款10条1項、2項）。Yは、Xに対し、本件申請書の印影が届出印と相違することを理由として、名義書換申請を拒絶している。これは不当拒絶にあたるが。
5	(3) 不当拒絶にあたる場合、名義書換申請は承認されたものとみなされる。ただし、Xは過去の株主総会の際、従業員Aを出席させるための委任状に届出を している。現行印影を押捺しており、Yが印影の相違を特に問題としていた。しかし、届出印と提出書類に押すべき印影は一致させるべきであることが定款10条に定められており、Xは商号変更に伴い旧印影から現行印影へと変更されたものを届出しているからにはX社にある。そしてYが定款10条2項違反を指摘されても なお、旧印影を用いた申請書を提出しているのにX社に過失がある。よって、印影の相違を理由として名義書換を拒絶したことは不当拒絶にあたり、名義書換申請は承認されなかったことになる。
10	5 (1) よって、Yが、Bが保有していた株式にかかる議決権1000個をXに行使せず、欠席扱いとしたことに法令違反はない。そのため、株主総会において決議取消事由は認められない。（83条1項1号）
20	(2) 以上から、有効な新株発行。募集事項の決定にかかる株主総会の決議がなされているため、210条1号に該当しない。そのため、本件新株発行にX社が主張するようは差支事由はない。
25	4(3)で不当拒絶を認めるか否かが本問のポイントだと思いますが、仮に不当拒絶を認めない場合には、採決の際の議決権の数など、何らかの意味がありそうな事実関係を使うことができなくなります。そうすると、そのような論述をしなくても同様の評価を得られるように、より説得的な論述をする必要があると考えます。そして、上記のコメントのとおり、一部の評価に無理があるのではないかと思います。かつ、それを除けばX・Yにそれぞれ1つずつの落ち度があるという記載内容ですので、このままでは少し説得性に欠けるかなという印象です。
30	全体としては非常に丁寧に書けているので、あとは答案構成のところで、より多くの事実関係を使って説得的な論述をするにはどのような流れがよいかを検討するように意識してみてください。

時系列との関係で、この評価は酷なように感じます。